

知的財産戦略について（案）

平成 18 年 5 月 日
総合科学技術会議

目次

はじめに	2
．大学等の知的財産の活用の促進	4
1．大学知的財産本部とTLOの連携を強化する	5
2．利益相反マネージメントを強化する	6
3．共同研究契約の柔軟性と迅速性を確保する	7
4．共同研究における学生の位置付けを明確化する	8
5．国際的な共同研究契約のための取組を強化する	9
6．ライセンス対価としての株式取得・売却ルールを整備する	10
7．紛争処理体制を整備する	10
8．研究における知的財産権の使用を円滑化する	11
9．ライフサイエンス分野における知的財産問題に取り組む	11
10．コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する	13
．大学等の知的財産の管理体制等の強化	14
1．知的財産の管理・価値評価を充実する	15
2．国際的な特許出願を支援する	16
3．特許関係費用の減免措置を見直す	17
4．大学に対する弁理士の支援活動を促す	17
5．特許情報の活用のための環境を整備する	18
6．ライフサイエンス分野のデータベースを整備する	20
．知的財産関連人材の育成・確保	21
1．国際的な知的財産専門人材を育成する	21
2．TLOの人材を育成する	22
3．知的財産関係の人材ネットワークを広げる	22
4．産学連携によるインターンシップを推進する	23
5．知的財産に関する体系的な教育を促進する	24
6．弁理士試験制度を見直す	24
7．知的財産情報を活用できる人材を育成する	25
8．コンテンツ等の融合分野の人材を育成する	25

はじめに

総合科学技術会議では、平成14年に知的財産戦略専門調査会を設置して以来、科学技術政策の観点から知的財産戦略に関する必要な取組みを検討し、毎年「知的財産戦略について」をとりまとめて意見具申を行ってきた。これらの取組は、第2期科学技術基本計画において示された知的財産に関する取組の方針、すなわち、大学等における特許等の機関帰属原則をはじめとした知的財産管理体制の支援、技術移転機関の活用促進、先端技術分野における知的財産権制度の充実、標準化への積極的対応などに基づき、それを具体的に推進したものである。

また、これらの取組は、平成14年7月の「知的財産戦略大綱」や、その後同年12月に公布された「知的財産基本法」に基づき知的財産戦略本部が策定する各年の「知的財産推進計画」に反映され、知的財産に関する国家的な取組が進められてきた。

こうした取組みに基づき、大学では知的財産に関する創出・管理・活用のための体制として知的財産本部が設置され、知的財産に関するルールが整備され、また、大学からの特許出願件数も増加するなど、大学等における知的財産活動は着実に進展してきた。

こうした知的財産に関する体制やルール等の整備を前提に、本年3月28日に決定された第3期科学技術基本計画においては、知的財産の創造、保護、活用に関し、大学知的財産本部やTLOの活性化と連携強化、知的財産による地域の振興、知的財産に係る人材の養成などの施策を推進していくことが示されており、知的財産を有効に活用し、イノベーションの創出につなげていくことが重要な課題となっている。

このため、総合科学技術会議では、科学技術の振興と発展の観点から、知的財産戦略専門調査会において、大学等の知的財産の活用や優れた知的財産の管理のための取組、知的財産による地域の振興と人材の育成等に関し、計5回にわたり集中的な検討を行ってきた。

大学等の知的財産の活用や管理に関しては、第3期科学技術基本計画の策定を受け、大学等の優れた知的財産を社会においてこれまで以上に活用していくため、将来的な大学知的財産本部やTLOの連携や機能強化が必要であり、特許出願等の管理についても、基本特許につながる重要な発明を国際的に権利取得していくための戦略的な取組の重要性が指摘された。

知的財産による地域の振興や人材の育成に関しては、知的財産を活用した大学と地域の連携による自主的な取組や、国際的な産学官連携等をはじめ様々な施策を推進するために知的財産関連人材の育成が極めて重要であるとの認識が示された。このうち、地域の振興に関する具体的施策は、人材育成に関するものであったため、知的財産関連人材の章に整理した。なお、大学と地域の連携の検討において、地方財政再建促進特別措置法の運用緩和を要請する意見が複数あったことを付言しておく。

こうした検討の結果を踏まえて、総合科学技術会議は、下記 ～ に掲げる課題について、具体的施策を次のとおり提言する。

- ・ 大学等の知的財産の活用の促進
- ・ 大学等の知的財産の管理体制等の強化
- ・ 知的財産関連人材の育成・確保

総合科学技術会議としては、今回の提言が知的財産戦略本部による知的財産推進計画に反映されることを期待するとともに、関係府省が提言の実現に向けて一丸となって取り組むことを要請する。

・大学等の知的財産の活用の促進

(基本認識)

大学の知的財産本部やTLOでは、これまでの取組により、知的財産権の機関一元管理を原則とした体制整備や、知的財産ポリシーをはじめとするルール整備が相当程度進められてきたが、それを実効あるものとするためには、今後も引き続き、共同研究契約や利益相反等に関する運用面での改善や必要なルール整備を着実に進めていく必要がある。

また、国内外での産学官連携を推進し、大学等の知的財産を社会において有効に活用するためには、将来に向けた大学知的財産本部やTLOの連携のあり方や機能強化が不可欠であり、今後は、そのために必要な施策を推進していくことが肝要である。

知の創造拠点である大学等は、知的財産を取得して事業化のために活用するだけでなく、それぞれが所有する知的財産権を相互に円滑に使用し、効果的な研究活動に取り組むことが求められている。このため、研究における知的財産権の使用の円滑化を推進するとともに、リサーチツール特許等の課題が指摘されるライフサイエンス分野において、知的財産権に関する諸問題に取り組む必要がある。

こうした認識に基づき、大学等の知的財産をこれまで以上に活用していくため、以下の施策を講ずることとする。

- ・大学等における知的財産管理体制は整備されつつあるが、今後は、権利取得だけでなく、それを社会に活用することに重点を置いた取り組みを進める。(3年レビュー:「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」第28回知的財産戦略専門調査会資料1)
- ・5年間で25兆円という科学技術投資を有効に生かすことが国民的な課題であり、知的財産の観点から成果が上がるように貢献していくために必要な議論をしていくべきではないか。(荒井委員)
- ・知的財産の活用をこれからは重視していく必要がある。量から質への転

換のためには、今まで以上に創造力が必要であり、早い段階から活用に関する施策を検討していく必要があるのではないか。(森下委員)

- ・ 大学は、いま一度、知の創造と普及という観点に立ち、知的財産の問題にどう取り組むかを考える必要があるのではないか。極端に言えば、知の普及のために、特許権をとらずに学会等で早期に公開し、社会全体の技術進歩を促進するという方策もあるのではないか。(澤井委員)
- ・ 大学は、組織的な視点で、コンプライアンスとリスクマネジメントをきちんと行い、大学の特質に応じた組織設計の中で知的財産の問題を解決していくことが大事ではないか。(澤井委員)

1 . 大学知的財産本部と T L O の連携を強化する

平成 1 8 年度も引き続き、大学知的財産本部、T L O の活動業績に関してフォローアップを行う。産学官連携の推進活動に係る連携体制の評価については、企業、大学双方の幅広い関係者の意見を聞いて行う。(文部科学省、経済産業省)

- ・ 産業界から見た大学、T L O 評価は、企業の要求におもねっているがゆえに評価が高いという見方もでき、より適正な評価につながるよう、見直すべきではないか。(横山委員)
- ・ 共同研究をするだけでなく、事業に利用できる技術を生み出すような仕組みが必要であり、T L O のマーケティング等の検討が重要なのではないか。(竹岡委員)

平成 1 8 年度中に、大学知的財産本部と T L O との多様な連携の形態を前提として、業務に関する評価・分析を行い、両者の連携の在り方や機能強化のための方策を検討し、公表する。また、各大学及び T L O が、それを参考に自らに最適な技術移転体制の構築に向けた検討を行うよう促す。(文部科学省、経済産業省)

- ・ 大学知的財産本部と T L O との関係には多様な形態があるが、両者の連携のあり方について適切な評価・分析等を進め、両者の連携や機能強化のための方策を推進する。(3年レビュー)

- ・知的創造サイクルをどのように回すかという観点から、今後の大学知的財産本部のあり方について議論をすべきではないか。
大学知財本部とTL0の関係は、TL0が学内にある場合と学外で異なり、大学の規模、ライセンス能力等により、最も有効な関係のものが生き残ると思われる。また、TL0の経営的な視点からは、短期にライセンス可能なものが主体となり、大学固有の基本的特許、特に海外特許の面が弱くなり、国際的特許に明るい人材育成とともに、長期的な視点での国の戦略的支援が必要ではないか。（松重委員）
- ・知的財産本部、TL0の自立化は非常に重要な問題であり、自立に向けてある程度の道筋を示す必要があるのではないか。（森下委員）
- ・産学連携は重要だが、産側から見ると、学側にはTL0と大学知的財産本部があり、大学によってアプローチも異なるため、連携しにくく、一本化まではいかなくとも、外部から見てわかりやすくすることが必要ではないか。（野間口委員）
- ・知的財産のマネジメントに関しての、ミクロなデータは不足しており、今後はそれを集めて議論していくことが大切ではないか。（渡部委員）

2. 利益相反マネジメントを強化する

大学の利益相反ポリシーや利益相反マネジメントに関する事例研究を基に、平成18年度は、その結果を周知するとともに、各大学の整備状況について調査・公表することを通じ、未整備の大学に対して利益相反ポリシーや規程等を整備するよう促す。（文部科学省）

- ・利益相反に関するルールやマネジメントの更なる充実など、大学等における知的財産に関する必要な整備を促すとともに、研究者の知的財産に関する認識向上や、知的財産部門の強化に取り組む。（3年レビュー）

医学分野における利益相反マネジメントの判断基準を明確化するために、平成18年度中に、平成18年2月に公表した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」の周知を図る。また、それを受けて得られた利益相反マネジメントに関する具体的なノウハウ等についての事例研究を行い、その結果を

周知し、大学等における利益相反ポリシーやマネジメント体制の整備を促す。(文部科学省)

- ・利益相反に関するルール整備は進められてきたが、医学分野における利益相反の場合は配慮すべき事項も多く、更なるルール整備のための取組みを進めるべきではないか。(森下委員)

3. 共同研究契約の柔軟性と迅速性を確保する

共同研究や委託研究を円滑に推進し、研究成果の有効な活用が図られるよう、平成18年度中に、共有に係る特許について定めた特許法73条の運用実態を含め、共有特許のライセンスの現状や課題について調査する。(経済産業省)

- ・不実施補償の問題は、最近では柔軟で迅速な対応が取れてきている。一律の法的対応という考え方はとるべきではないのではないか。(三原委員)
- ・共同研究契約は、技術の内容や実施権の範囲等、産業毎の特性に応じて決まるものであり、民間同士の契約にも余波を及ぼすような特許法への関与は、大学の競争力強化の観点からもすべきではないのではないか。(秋元委員)
- ・特許法73条によれば、企業側が防衛目的で特許発明を実施しない場合、大学側が他企業に実施権を与えることができず、研究資金の回収も困難になる。法律改正は問題があるとしても、改善のための検討が必要ではないか。(飯田委員)
- ・特許法73条によれば、通常実施の場合は共有者に対し実施料の支払いが不要となっていることもあり、共同研究の契約交渉に時間が費やされている。法律の見直しや統一見解などで契約の柔軟化や迅速化を図るべきではないか。(横山委員)

産学間での共同研究における契約内容や契約実務における運用をより柔軟かつ迅速に行うため、平成18年度中に、契約交渉の事例を整理して、分野別の契約モデルを作成し、それぞれの契約モデルの留意事項を含んだ研修の充実やその普及を図る。(文部科学省、経済産業省)

平成18年度中に、大学技術移転協議会と日本知的財産協会の協力を得て、共同研究における契約の柔軟化、迅速化をすすめるため、産学関係者による議論の場を提供するとともに、そこで得られた知見の普及に努める。(文部科学省)

- ・共同研究や委託研究を円滑に推進するため、不実施補償などの問題について、産学間での認識共有をさらに進め、柔軟かつ迅速な契約実務につなげる。(3年レビュー)
- ・不実施補償の問題は、大学、企業が硬直的という議論ではなく、国際競争力の観点からいかに優位に産学官連携を進めるかという視点で考えるべきではないか。(秋元委員)
- ・共同研究の契約交渉はケースバイケースで柔軟化はしてきたが、かえって長期化し、研究者が影響を受ける場合も増えている。契約についてパターン化するなど、迅速化に取り組むべきではないか。(森下委員)
- ・不実施補償については、大学側が柔軟になってきているが、企業側が硬直な場合もあり、さらに契約の柔軟化や迅速化を進めるべきではないか。(飯田委員)
- ・不実施補償の問題は分野間で差異があり、一つの特許ではなく、特許群や標準との関係が重要な分野では、大学と企業の考えがかみ合っていない。共有特許の企業での実施状況の検証といった分野別の分析的アプローチが必要ではないか。(竹岡委員)

4. 共同研究における学生の位置付けを明確化する

産学の共同研究等に参画するポストドクターや学生の位置付けを明確化し、産学連携を促進するため、平成18年度中に、共同研究等におけるポストドクターや学生による発明の権利の帰属や守秘義務等に関する大学の規則等の整備状況や契約の実態について調査を行い、先進的な事例の活用を大学に促す。(文部科学省)

- ・共同研究における学生の立場は依然として大きな問題であり、発明者の権利や研究における義務関係の明確化が必要ではないか。また、学生に

発明者の権利を確保させ、自立的な研究を開始できるよう体制等の整備が必要ではないか。(横山委員)

- ・企業は、学生が研究チームにいれば安いという考えを改め、研究スタッフとしての学生の位置付けやコスト負担についての仕組みを明確化すべきではないか。(稲蔭委員)
- ・産学連携の一層の推進のために、知的財産ポリシー等を学生を含めた学内の研究者に対して啓発を進めるとともに、学生の教育を受ける権利や研究者間の自由な交流を妨げることがないように、各大学の取組みや諸外国の状況を踏まえた検討が必要ではないか。(井上委員)
- ・成果を出す共同研究を進めるためには、ポスドクなどの研究スタッフの費用負担を盛り込むべきであり、企業側に共同研究費の増額について理解を求めるべきではないか。(竹岡委員)

5 . 国際的な共同研究契約のための取組を強化する

大学等の海外企業との共同研究や委託研究を推進するため、平成18年度中に、海外企業との間での契約において生じる問題などの留意事項について調査・分析を行い公表する。(文部科学省)

本格的な産学官連携へと深化するため、平成18年度中に、シーズの発掘から産学の共同研究につなげる研究事業等において、産学双方が研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立った計画的な目標設定を行うなど、企業との共同研究を組織的・戦略的に行う取組を推進する。(文部科学省)

- ・共同研究、特に海外との共同研究を増やすためには、交渉能力や守秘義務、知的財産の取扱いなどの問題について、先行事例を作り、大学全体での知的財産の認識を深める必要があるのではないか。(松重委員)
- ・大学や公的研究機関は、自らのミッションを限定して考えるのではなく、民間企業の事業に結びつくような研究を踏み込んで行うべきではないか。(竹岡委員)

大学等が海外企業との共同研究や委託研究を円滑に受けられる

ようにするため、平成18年度以降、大学における国際的な産学官連携を推進するための体制整備を進めるとともに、我が国の大学等の研究状況に関する情報の発信に努める。(文部科学省)

- ・共同研究を行う体制とか、知的財産権を得る体制から、今後は成果を出す研究を共同して進める体制作りに取り組むべきではないか。(竹岡委員)

6. ライセンス対価としての株式取得・売却ルールを整備する

国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、平成17年3月に作成した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄付及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(通知)」を引き続き大学等に周知する。また、平成18年度は、大学における株式やストックオプションの取得に関する学内規則の策定を促すとともに、株式等の取得から売却までの一連の行為を円滑に行うためのガイドライン作成のための調査研究を行い、公表する。(文部科学省)

- ・大学がライセンス対価として株式を取得できるようになったが、大学が適正な対価を得るという観点や、大学発ベンチャーからみた適正な株式保有の観点を踏まえ、株式売却時の制限の一層の緩和が必要ではないか。(森下委員)

7. 紛争処理体制を整備する

大学等が知的財産権に関する紛争を未然に防止し、紛争が生じた場合に円滑に解決するため、弁護士や弁理士など専門家への相談体制の整備等の法務機能強化を促すとともに、平成18年度中に、科学技術振興機構(JST)に紛争解決相談窓口を設置し、その存在を大学等に広く周知する。(文部科学省)

- ・知的財産の紛争を未然に防止するため、大学の特許調査能力の向上や支援を進めるべきではないか。また、紛争が現実に起きてしまった後の対応のため、弁護士、弁理士との相談等の支援や整備を進めるべきではな

いか。(本田委員)

8 . 研究における知的財産権の使用を円滑化する

研究における知的財産権の使用の円滑化を図るため、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月に報告予定)の基本的な考え方を、平成18年度中に、大学等に対し広く周知し、大学等の研究の場において適切な運用が行われるよう、その普及に努めるものとする。また、必要に応じて研究ライセンスのための簡便な書式のモデル例や先行事例集を作成し公表する。(総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、関係府省)

上記指針に関する大学等における取組の進捗に応じて、平成18年度以降、大学等における研究ライセンスに関するポリシーや規程の整備状況、研究ライセンスの利用や管理の状況について調査し、総合科学技術会議に報告する。(総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、関係府省)

- ・ これまでは、単に出願や特許取得件数を評価する考え方や、逆に他者特許の使用に無配慮といった状況があったが、今後は、大学研究者に対し、特許の適正な「活用」や「円滑使用」の考え方を周知していく必要があるのではないか。(本田委員)
- ・ 政府資金に基づく特許を大学間で自由に使い合うルール作りは必要だが、企業の保有特許を大学が自由に使えることについては、企業の反対が多い点に留意が必要ではないか。(三原委員)
- ・ 知的財産のマネジメントの問題に取り組む場合には、単にガイドラインを作るというのではなく、それをコミュニティーの中に広めることに重点を置いた設計が必要ではないか。(渡部委員)

9 . ライフサイエンス分野における知的財産問題に取り組む

平成18年度中に、ライフサイエンス分野における、汎用性が高く代替性の低いリサーチツール特許に関する使用の円滑化、先端医療技術の特許保護のあり方、知的財産人材の確保など、ライフサイエンス分野が抱える知的財産の諸問題について、総合科学技術会議の下で、国際的な議論の動向等を踏まえて幅広い観点から検討し、必要な措置を講ずる。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

- ・ ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化や先端医療技術の特許保護のあり方など、先端技術分野が抱える知的財産の諸問題について検討を行い、必要な措置を講ずる。(3年レビュー)
- ・ ライフサイエンス分野における産学連携や共同研究を促進するため、リサーチツール特許の使用の円滑化について早急に検討を進めるべきではないか。(秋元委員)
- ・ ライフサイエンス分野のリサーチツール、医療特許の問題への取組みを推進すべきではないか。(平田委員)
- ・ ライフサイエンス分野では、大学が上流の特許を持つ場合が多いが、製品化までの道のりが長く、TLOでもITなどの分野とは別の取り扱いが必要であり、分野に応じた掘り起こしが必要ではないか。(黒川議員)
- ・ ライフサイエンス分野では、技術移転や特許の紛争など、分野特有の問題が生じてきており、こうした分野毎の特異な問題に取り組むべき時期に来ているのではないか。(森下委員)
- ・ ライフサイエンスの特許は、出費の割に儲からないが将来に大きな収益の可能性があるという特殊性があり、海外出願が必要、専門人材がいらない、ライセンス対価がわからないなど、TLOや大学知財本部にとっても取り扱いに困る問題であり、踏み込んだ検討をすべき時期に来ているのではないか。(森下委員)
- ・ 先端医療技術の特許保護のあり方についても、今後とも議論を進めるべきではないか。(秋元委員)
- ・ 同じ特許制度でも、技術分野によって働き方が異なるため、今後どのように整理、まとめていくかが課題ではないか。(渡部委員)

10. コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する

デザインやコンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野における知的創造活動を促進するため、平成18年度も引き続き、工学系と芸術系などの連携の下での基盤的な研究開発を支援する。(文部科学省)

- ・ 科学技術とデザインやコンテンツ等、自然科学と社会、文化の融合分野における知的財産の創造や活用を促進する。(3年レビュー)
- ・ 科学技術とデザインやコンテンツ等、自然科学と社会、文化といった融合分野において、創造を担う人材が連携し、知的創造活動を促進していくことが必要ではないか。(稲蔭委員)

・大学等の知的財産の管理体制等の強化

(基本認識)

大学では、知的財産本部の設立当初は、研究者の知的財産に対する認識を高めることに重点をおき、学内での発明提案をできる限り特許出願する方向で対応し、その結果として大学からの特許出願件数は毎年伸びてきたが、これらの大学からの特許出願の多くは国内出願にとどまり、国際的に権利を取得するものは限られている。

大学による研究成果には、長期間を経た後に実用化され、将来的に基本特許につながる可能性があるものが含まれている。こうした優れた発明を多くの発明提案の中から選別して、国際的な権利取得につなげていくことが大きな課題となっている。

このため、大学には、「件数」のみに偏らず「質の重視」を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国際的に権利取得していくという、より戦略的な知的財産管理が求められている。また、企業には、重複研究の防止や基本特許重視の観点から、国際的な権利保護に重点をおいた量から質への転換を図ることが求められている。

特許情報は、大学や企業の研究者にとって、論文情報と並ぶ有益な技術情報であり、重複研究を防止し研究の効率を高めるとともに、紛争の未然防止にもつながる重要な情報である。こうした特許情報を研究開発に最大限活用するため、国が保有する全ての特許情報やその検索ツールは公共財と位置付け、迅速かつ利便性の高い形で研究者に提供して行く必要がある。

こうした認識に基づき、大学等の優れた知的財産を適切に管理していく体制等の強化のため、以下の施策を講ずることとする。

- ・企業や大学等での特許の件数に偏った評価を是正するとともに、権利の活用を重視し、量から質への特許戦略の転換を進め、基本特許取得のための戦略的な取り組みを強化する。(3年レビュー)
- ・大学やTLOでは、事業化やライセンスに結びつく発明を優先して特許出願する傾向が強く、将来的に基本特許となりうるような発明に対する対応が難しいので、国が知的財産戦略を立ててサポートする体制をとる

べきではないか。(本田委員)

- ・大学では権利取得から活用の段階に入り、量から質に移っていく。その際には、マネジメントで対応していかななくてはならず、効率性の観点が必要になるのではないか。(渡部委員)
- ・特許に結びつかない大量の出願の背景には、企業における「数」による研究者の評価があり、その是正が必要ではないか。(竹岡委員)
- ・質の高い知的財産を生み出すためには、研究者一人一人が特許情報を活用できるインフラが重要であり、特許電子図書館と商業データベースとの棲み分けを高い次元で国策的に收拾し、使い勝手を改善していくべきではないか(横山委員)
- ・大学研究者のニーズが高まっており、国の方針として、特許電子図書館を公共財として無料で使いやすくしていくべきではないか。(荒井委員)

1 . 知的財産の管理・価値評価を充実する

企業や大学が、知的財産の価値を適正に評価して管理する実務の充実を促すため、平成18年度中に、知的財産の管理や価値評価のための指標を作成する。(経済産業省)

- ・大学を「数」、特に出願件数で評価することは、価値のない特許出願に多くの経費を費やすことになるだけであり、そうした評価は改めるべきではないか。(竹岡委員)
- ・企業との共同出願ではない大学単独の出願の中には、基本的で、成果が10年15年後になるような基本特許が含まれており、ある程度の数を前提に、どうこれらをピックアップしていくかが重要ではないか。(松重委員)
- ・大学では、知財管理体制は整備され、特許の件数は増えてきたが、今後は、数から質への転換が重要であり、知的創造サイクル形成という長期的な視点での見直しが必要ではないか。(松重委員)

大学の知的財産担当者の管理能力向上のため、平成18年度は、大学に派遣する知的財産専門家の業務に、先行技術調査、発明の

評価、権利化、ライセンス活動等を取りまとめた知的財産管理マニュアル等を用いた指導を含める。(経済産業省)

- ・研究では、ある程度の数の特許出願が必要であるが、件数だけでの評価はやめるべきであり、そのために技術の創造プロセスに関わる担当者が優れた技術をきちんと管理するなど、内容重視をだれが実践するのかを考えていくべきではないか。(澤井委員)
- ・知的財産の価値評価は、単に権利化できる特許の評価ではなく、事業化に貢献できる可能性の評価が重要であるが、この場合に「量から質」の質をどうやって計るのか、知的財産の評価手法やそのための人材育成が必要ではないか。(秋元委員)

大学や企業における研究を特許出願の動向を踏まえて戦略的に行うため、平成18年度は、科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査において、関連する技術分野の大学研究者等のニーズを把握して調査を行い、その成果物を広く周知し利用促進を図る。(経済産業省)

- ・大学が、特許を戦略的に絞り込むために、特許庁などで、共通の特許マップを作成することはできないか。(松重委員)

大学における研究テーマの選定や研究活動において、特許マップを有効に活用し、研究開発を効率的、戦略的に進めるため、平成18年度中に、民間企業や大学が作成した特許マップの事例や特許マップ作成のノウハウ等を整理して大学に提供する。(経済産業省)

- ・研究開発を効率的、戦略的に進めるため、研究テーマの選定や研究活動において、特許データベース、特許マップを有効に活用すべきではないか。(荒井委員)

2. 国際的な特許出願を支援する

我が国の国際競争力強化並びに技術流出の防止のため、平成18

年度も引き続き、科学技術振興機構（ＪＳＴ）等による大学やＴＬＯに対する海外特許出願経費の支援を充実する。（文部科学省、経済産業省）

- ・大学は、海外の企業との共同研究を増やすためにも、国際特許が重要であることを認識し、海外出願に積極的になるべきではないか。（稲蔭委員）
- ・海外出願の支援制度があるが、出願から６ヶ月以内という、市場価値が見極められない段階での申請が求められており、より有効な制度整備が必要ではないか。（本田委員）

3．特許関係費用の減免措置を見直す

大学等に対する特許関係費用の減免措置に関し、平成１８年度中に、発明者にポスドクや学生、他大学等の研究者が含まれる場合やＴＬＯ等から大学へ権利移転する場合など、大学等において生じる様々な事例についての減免措置の適用基準を明確化する。また、制度上、減免措置が適用できないものについて減免の必要性を検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。（経済産業省）

- ・大学に対する特許関係費用の減免措置に関し、権利の移転や譲渡が生じた場合の減免基準を明確化すべきではないか。特にＴＬＯや他大学等の研究者から大学への権利の移転の際に不利益が生じないよう手当てが必要ではないか。（本田委員）
- ・現在の特許関係費用の減免制度では、他大学の研究者が含まれるが一大学で出願する場合や、大学の研究者の権利を企業が出願した後に大学が引きとった場合などに適用がなく、解釈拡大の検討が必要ではないか。（本田委員）

4．大学に対する弁理士の支援活動を促す

平成１８年度は、地域の中小企業や大学からの特許出願ニーズ等に適切に対応できる弁理士情報を、都道府県に設けた地域窓口を

通じて提供する日本弁理士会の取組みを奨励する。(経済産業省)

大学の知的財産担当者、教職員などの実務能力を向上させるため、平成18年度以降も、各地の大学における知的財産の制度整備や出願・契約・紛争に関する相談等、日本弁理士会による自主的な支援活動を促す。(経済産業省)

平成18年度中に、大学からの出願等の代理の授権に伴い生じるコンフリクト等の問題について、会員の認識を深めるため、日本弁理士会による研修を促し、弁理士側の適切な対応を図る。

- ・ 知的財産の紛争を未然に防止するため、大学の特許調査能力の向上や支援を進めるべきではないか。また、紛争が現実起きてしまった後の対応のため、弁護士、弁理士との相談等の支援や整備を進めるべきではないか。(本田委員)
- ・ 知的財産による地域の振興のためには、地域の中小企業を中心とした産業構造に精通し、知的財産の創造活動・活用に積極的な専門家を育成、確保する必要があるのではないか。(飯田委員)
- ・ 地域における知的財産の創造活動や事業化を促進するため、知的財産に精通した専門家を育成、確保する。(3年レビュー)

5. 特許情報の活用のための環境を整備する

特許情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館に関し、平成18年度中に、迅速なアクセスを確保するための改善を行うとともに、公報テキスト全文検索のために必要となる検索項目の増加等により、検索機能を強化する。(経済産業省)

- ・ 質の高い知的財産を生み出すためには、研究者一人一人が特許情報を活用できるインフラが重要であり、特許電子図書館と商業データベースとの棲み分けを高い次元で国策的に收拾し、使い勝手を改善していくべきではないか(横山委員)
- ・ 大学研究者のニーズが高まっており、国の方針として、特許電子図書館

を公共財として無料で使いやすくしていくべきではないか。(荒井委員)

- ・優れた知的財産の創出や紛争の予防のために、主要国の特許情報や科学技術情報が十分に活用されるよう、より効率的で安価な検索ツールやデータベースの整備を進める。(3年レビュー)

外国文献の提供機能を強化するため、平成18年度から特許電子図書館で国内公報と外国公報を同時に検索する機能を追加する。
(経済産業省)

- ・特許情報のデータベースは、グローバルな視点で、せめて欧米の検索ができ、中国まで視野に入れた整備に力を入れるべきではないか。(野間口委員)

大学等の研究者が、論文等の書誌情報と特許情報とを同時に検索できるようにするため、以下の措置を平成18年度中に講ずる。

) 利用者が公報に直接アクセスし特許情報を利用できるシステム(公報に不変のアドレスが付与されたシステム)を開発する。

) この開発されたシステムによる特許情報を用いて、論文等の書誌情報と特許情報とを統合して検索するシステムを開発し、大学等への普及を促す。(文部科学省、経済産業省)

- ・研究者が自分の研究の位置づけや新規性、進歩性を把握するため、インフラの整備は重要であり、特許情報と学術情報がリンクしてワンストップで検索できるようにするべきではないか。(平田委員)
- ・特許情報や学術・技術情報を有機的に提供することが重要であるが、それらのデータベースの間のリンケージは不十分であり、国としてしっかりと投資すべきではないか。(横山委員)
- ・学術情報と特許情報とのリンケージは、現在開発されたものは値段が高く、研究者にとって大事な公共財という観点で、使いやすくすることを考えていくべきではないか。(荒井委員)
- ・国際的な情報データベースとのリンケージについても、日本の大学の研究者のアクセスをしやすい観点で、方針をだすべきではないか。(荒井委員)

大学による特許情報の活用を促進するため、平成18年度中に、特許情報データベースを独自に所有し、学生や研究者による利用を進めている大学の取組を、先進的な事例として広く大学等に周知する。(文部科学省、経済産業省)

6. ライフサイエンス分野のデータベースを整備する

平成19年度末までにライフサイエンス分野におけるデータベースの統合化に向けた制度設計等を行うために、平成18年度も引き続き、総合科学技術会議の下で、ライフサイエンス分野のデータベースに関する調査研究を行う。(総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

- ・ バイオ関係では、商用データベースは主に二次情報であり、一次情報としてのデータベースの統合化とその維持は国として取り組むべきではないか。(平田委員)
- ・ 研究者が情報検索を早くきちんとできるよう、特許情報や科学技術情報等の検索ツールやデータベースの整備を進めるべきではないか。(平田委員)
- ・ 優れた知的財産の創出や紛争の予防のために、主要国の特許情報や科学技術情報が十分に活用されるよう、より効率的で安価な検索ツールやデータベースの整備を進める。(3年レビュー)

．知的財産関連人材の育成・確保

（基本認識）

大学や企業において創出された優れた知的財産を社会において活用していくためには、国際的なビジネス感覚を持ち、先端技術に詳しく、知的財産の専門知識を修得した人材の育成・確保が不可欠である。

とりわけ、大学が、国内のみならず、国際的な産学官連携や海外での事業化を念頭におき、知的財産権を国際的に取得し活用していくためには、大学知的財産本部やTLOにおいて、国際的な知的財産専門人材を確保していく必要がある、そのための育成策を推進することが極めて重要となっている。

また、知的財産に関連する人材は、知的財産を活用した地域の振興や大学と地域の連携等においても必要とされている。こうした人材を育成し社会に供給していくためには、大学における知的財産教育の充実が不可欠であり、知的財産専門職大学院をはじめ様々な大学において、知的財産に関する体系的な教育プログラムが充実することが望ましい。

こうした認識に基づき、知的財産人材の育成・確保を推進するため、以下の施策を講ずることとする。

- ・ 知的財産関連人材を質量ともにさらに充実させるため、体系的な知的財産人材総合戦略を早期に策定し、具体的方策を推進する。（3年レビュー）
- ・ 体系的な知的財産人材の総合戦略は早期に策定すべきであり、その際には、官民の役割を明確にして進めるべきではないか。（三原委員）

1．国際的な知的財産専門人材を育成する

知的財産を活用して国際的な事業展開を進めるため、平成18年度から、先端技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、

国際的に通用する専門人材の育成、確保に取り組む。(文部科学省)

- ・知的財産を活用して国際的な事業展開を進めるため、海外での侵害訴訟や契約に精通し、国際的に通用する専門人材の育成、確保に取り組む。(3年レビュー)
- ・ポスドクの方が、例えばアメリカのロースクールに行き、科学技術と英語に強く、国際的に戦える弁護士を育成することを考える時期に来たのではないか。(荒井委員)
- ・知的財産権を専門とする弁護士で、理学的な素養を持ち、国際的な問題を扱うための英語の能力もある人材は少なく、こうした人材の増加が必要ではないか。(竹岡委員)

2. TLOの人材を育成する

TLOの知的財産人材のライセンス交渉能力等を向上するため、平成18年度中に、スーパーTLOによる知的財産人材の育成について分析を行い、その結果をもとに、スーパーTLOを通じた知的財産人材の育成のための効果的な施策を充実する。(経済産業省)

- ・TLOのライセンス交渉能力はまだ低く、そのための人材育成を進めるべきではないか。(飯田委員)

TLOの知的財産人材の育成のための研修について、平成18年度中に、育成対象者の経歴や他の研修の受講経験等も考慮し、多様な人材育成プログラムの提供を支援する。(経済産業省)

- ・スーパーTLOによる技術移転人材の育成は、効果はあるが研修負担も大きく、対象者によってはより有効な方策もあるため、今後多様な支援をしていくべきではないか。(本田委員)
- ・産業のことを理解し、グローバルな視点を持つ産学連携人材やTLO人材を育成することが必要ではないか。(秋元委員)

3 . 知的財産関係の人材ネットワークを広げる

大学の知的財産活動を充実するため、平成18年度は、技術移転等を一層効果的に進めるために、知的財産に関する人材ネットワークを構築し活用する大学の自主的な取組を奨励する。(文部科学省)

- ・ 企業で経験を積んだ能力の高い者で、定年を向かえふるさとに帰ることを選択するシニア人材を大学等において活用していく視点が必要ではないか。(野間口委員)

平成18年度中に、大学等を拠点として地域の大学等・中小企業・地方公共団体等が連携したネットワークの形成を図るため、地域の知の拠点再生の観点からのコーディネータの活用など大学と地域との連携に取り組む。(文部科学省)

- ・ 地域の振興のために、大学と地方公共団体や地域研究機関等の先進的な事例や課題を分析し、連携強化の具体的方策を推進する。(3年レビュー)
- ・ 大学が核になって地域の中小企業、産業界などをつなぐコーディネータが必要ではないか。(松重委員)

4 . 産学連携によるインターンシップを推進する

産学の連携により、企業現場等の実践的環境を活用したインターンシップを推進する。平成17年度から実施している大学院段階での長期インターンシップの推進に関する事業の対象を平成18年度から博士(後期)課程にも拡充し、大学等における人材育成機能の充実・強化を図る。(文部科学省)

- ・ 産学連携のためには、人材の交流も重要であり、学から産へのサバティカル制度やインターンシップなどの交流を推進すべきではないか。(野

間口委員)

- ・ インターンシップやサバティカル制度で知的財産を取り上げ、インターンシップでは単位を認めることを検討するなど、実践的な人材育成を推進すべきではないか。(野間口委員)
- ・ 優れた知的財産を創出し、産学官連携や技術移転を円滑に進めるため、産学が協働した人材の育成や交流に取り組むとともに、市場性の目利きができ、研究者にアドバイスができる人材の育成と確保に取り組む。(3年レビュー)

5 . 知的財産に関する体系的な教育を促進する

平成18年度も引き続き、知的財産専門職大学院において、企業における知的財産担当者も含め、広く知的財産に携わる専門家を目指す者に対する体系的な教育プログラムを施し、知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産専門家の育成を促す。また、知的財産専門職大学院に限らず、こうした教育プログラムを有する知的財産関連の大学院の自主的な取組を促す。(文部科学省)

- ・ 現在ある知的財産専門職大学院を活用し、法律だけでなく、実務もカバーする教育プログラムを体系的に充実していくための支援を行うべきではないか。(澤井委員)
- ・ 企業で体系的な教育を行うには限界があり、体系的な知的財産専門職の教育機関が必要ではないか。(平田委員)
- ・ 知的財産の人材としては、理工系、医学系でリーガルマインドを持った者が必要とされており、専門職大学院の枠組みを使いながら、こうした人材の新しい育成方法が必要ではないか。(原山議員)

6 . 弁理士試験制度を見直す

技術系の優れた人材が、知的財産の専門家を目指すインセンティ

ブを高めるため、平成18年度中に、知的財産関連の大学院の学生に対しての弁理士試験科目の一部免除の是非を含めて、弁理士試験制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。(経済産業省)

- ・知的財産の専門家を目指す人、特にポスドクを早く有資格者にするため、知的財産関連の専門大学院の学生に対する弁理士試験科目の免除等のインセンティブを与えるべきではないか。(飯田委員)
- ・専門人材の育成は喫緊の課題であり、技術の蓄積があり、知的財産のライセンスや係争の実務経験のある者が、資格を取れるような制度を整備すべきではないか。(平田委員)
- ・技術系の優れた人に働きかけて弁理士になってもらう努力が必要ではないか。(渡部委員)

7. 知的財産情報を活用できる人材を育成する

大学の研究者等により特許情報が効率的かつ効果的に活用できるよう、特許庁審査官が有する検索ノウハウをベースにした実践的な検索実務に関する研修を、平成18年度から大学研究者を対象に実施する。(経済産業省)

知的財産マネジメントを学ぶ学生が、教育の一幹として、知的財産マッピングを体験できる安くて使いやすいソフトを開発して大学に提供する。(経済産業省)

- ・今後は知的財産のマネジメントが重要であり、そのためには、データベースの活用が必要。学生が知的財産マッピングを体験できるような安くて使いやすいソフトを、公共財的な視点で開発するべきではないか。(原山議員)

8. コンテンツ等の融合分野の人材を育成する

コンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野において、

平成18年度も、デジタル技術と芸術的な表現能力を兼ね備えた人材を育成するための教育プログラムを推進する。(文部科学省)

- ・コンテンツに関する技術開発、人材育成、産学連携の促進がまだ手薄であり、デザインやコンテンツの重要性を踏まえ、クリエイティブなリソースとテクノロジーとの融合系にも目を向けるべきではないか。(稲蔭委員)